

子宮頸がん予防ワクチン接種（キャッチアップ接種）の経過措置について
（平成 9 年度生まれから平成 20 年度生まれまでの女性）

キャッチアップ接種については、接種期間が令和 7 年 3 月 31 日までとしていましたが、令和 6 年夏以降の需要の大幅な増加に伴うワクチンの限定出荷の状況を踏まえ、キャッチアップ接種期間（※ 1）に 1 回以上接種している方については、令和 8 年 3 月 31 日まで公費で 3 回接種を完了できるよう経過措置を設けることとなりました。

予防接種を希望される方は、下記の内容を確認の上、接種してください。

（※ 1 キャッチアップ接種期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

対象者：次の 3 つを満たす方

- ① 平成 9 年度生まれから平成 20 年度生まれまでの女性
- ② 予防接種の時点で坂町に住民票がある方
- ③ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに子宮頸がん予防ワクチンを 1 回以上接種している方（3 回接種済みの方は除く）

接種期間（経過措置）：令和 8 年 3 月 31 日まで

接種費用：無料

接種回数：合計 3 回

ワクチンの種類： 9 価ワクチン（シルガード 9）、4 価ワクチン（ガーダシル）、2 価ワクチン（サーバリックス）

接種方法：●県内の医療機関（※ 1 『広域予防接種協力医療機関』）に予約し、次の物を持参して接種してください。

（持参物）予防接種券、予診票、マイナ保険証または健康保険証、お持ちであれば母子健康手帳（接種確認や記録用）

※ 1 広域予防接種協力医療機関以外では、予防接種券は使用できません。（無料となりません）

●県外の医療機関を希望する場合は、事前に手続きが必要ですので、保険健康課へお問い合わせください。（予防接種券は県外では使用できません。）

その他：●予防接種券、予診票の再交付を希望される場合は、母子健康手帳を持参の上、保険健康課へ申請してください。（第 2、4 土曜日の 8：30～12：30 は、開庁日のため、保険健康課は窓口対応をしております。）

●令和 4 年度以降に坂町に転入され、未接種回数分の予防接種券の交付を希望される方について、場合によっては転入前の住所地の接種状況を確認するためのお時間をいただく場合があります。